

平成22年3月25日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

行政庁舎12階 1204会議室

配布資料

資料1：宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)

資料2：宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)の概要

1 開 会

事務局が開会を宣言し、小幡自然保護課長があいさつを行った。

2 あいさつ(小幡自然保護課長)

3 報 告

委員会条例第5条第4項の規定に基づき、部会長、副部会長の指名について報告がなされた。

部会長、岩手大学農学部教授 青井 俊樹 様

副部会長、石巻専修大学工学部教授 土屋 剛 様

次に、事務局から本日は構成委員、9名中9名全員が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第5条第6項の規定で準用する第4条第2項の規定により定足数を満たしていることから本会議が有効に成立していると報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを報告。

4 議 事

条例第4条第1項の規定により以降、青井部会長が議長となる。

部会長：始めに、「宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)について」事務局から説明願います。

事務局：資料1及び資料2に基づき計画内容を説明。

部会長：今の説明の全体の構成案について何か御質問はないか。

宮城県のクマの管理計画は、最後の方の策定になることから、先進県の計画を十分参考にされた結果だと思われますので、そんなに大きな漏れとか違いというのはないのかなと思いますが、何かお気付きの点があれば御指摘をお願いしたいと思います。

特に、ございませんか。では構成についてはこれでよろしいことにいたしましょう。

それでは、具体的に中身について検討していきたいと思います。

一応項目ごとに検討していきたいと思います。

まず1番の計画策定の目的及び背景について、何かございませんでしょうか。強いて言えば2ページの7行目でしょうか、「このように人とツキノワグマとの関係は、多様な側面を持ち、多様な価値観で」と多様が続きますが、文章の単語の使い方をもうちょっと考えていただいたら良いなと思いました。

そのほかございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、次にいきましょう。2番はツキノワグマが対象ですから問題ないと思います。3番は計画期間でこれは第10次の鳥獣保護事業計

画との整合を図るので変則的に、今回は2年ちょっとですか、その期間が計画期間になっているとのことであります。これもよろしいですね。それでは4番の対象地域について、いかがでしょうか。対象区域は、県全域であって、重点区域と観察区域に分けるということですね。これは東北自動車道で分けるということだそうです。

岡委員：資料の中がまちまちで、重点区域、観察区域、計画区域と書いてあったり保護管理区域という言葉が出てきたり、具体的には、表1の計画区域と図8の保護管理区域の書き方が出てきていますがいかがですか。

事務局：重点区域、観察区域との表現については、表1の計画区域は観察区域にします。ですから、重点区域と観察区域にしたいと思います。

岡委員：一部重点区域とは、市町村の中を東北道が縦断していることですか。

事務局：そのとおりです。

岡委員：わかりました。ただ、対象区域の表現について、説明不足と思われるので、もう一寸検討していただきたい。

事務局：対象区域として、本県全域とするということで謳ってしまって、その内、東北自動車道以西の地域を重点区域、それ以外の地域を管理区域として言いきろうかと思いますが、どうでしょうか。

岡委員：文章表現は重点区域が一回飛んでしまって、なかに観察区域がでてきます。重点区域は連続的に説明して、なお書きで観察区域を表現してはいかがか。

事務局：そういった方向で修正します。

部会長：そうすると関連した箇所がありますので、たとえば10ページの保護管理区域は重点区域になるのですね。

事務局：そのとおり修正します。

部会長：それ以外で、この4の対象区域ではありませんか。

それでは、5番目の保護管理の目標について、御意見お願いいたします。

では、私の方から、意見というか4ページの推定生息数ですね、3)県内の生息数ということで簡単に2行で書いてますが、これを導き出すには、実は去年色々協議いただきましたが、県民からすると生息数はどうやって出したのだろうかという疑問を思いになるのではないかと思います。算出根拠を明確にして、たとえばヘアートラップ調査のデータを用いた推定生息数であるとか、その方法について簡単に入れておいた方がよいのではないか。ただこれだけの数字がでましたよりも、いったいどうやって出したのであろうかという疑問はどうしてもでるのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

事務局：それでは、この下に注書きにするかは別としまして、自然環境保全基礎調査の概況ということで簡単に調査手法等について説明し、その中で導いた数字である旨の表示をしたいと思います。

岡委員：自然環境保全基礎調査で個体数はわかりませんよね。これは、種の多様性調査のことを示していますよね。実はこの内容は、前のページに出ていて、生息分布について、平成20年度の自然環境保全基礎調査結果に基づきメッシュ区域を重点区域としているだけです。これではだめなので、ヘアートラップと自然環境保全基礎調査結果によることから両方きちっと内容を表示してほしい。

事務局：適切に表示します。

部会長：よろしくお願いいたします。全国の県別の生息数を並べてみるときに、方法が分からないと比較しようがないということがあるので、最低限の方法は書いてほしいと思います。

それ以外で何かございますか。

無いようでございますので私からお聞きいたしますが、4ページの(3)1)の捕獲数の推移ですが、上から4行目の狩猟のところですが、81%が有害、19%が狩猟となっておりますが、確かにその通りなのでしょうが、これは平成18年度の211頭の有害捕獲も入れていますよね。それに引っ張られて狩猟の割合が相対的に低くなっているのではないのかなと思われるのですが、一寸それを除いた場合はどうなるのか検討されてはいかがかと思われそうですがいかがですか。というのは、後々の個体数管理の場合に繋がってくるのですが、狩猟の位置づけをやはりキチンとしておく必要があると思われそうですが、狩猟は担い手対策の意味でも必要であると思われまして、狩猟は継続すべきと考えます。

宮城県は狩猟の割合が少ないですよ。19%というのはどうなのかな。という気がするのですよ。平成18年度の有害を入れてもそんなに変わらないのであれば、それはそれで良いのですが、普段20~30頭がいきなり211頭では一寸きついので、狩猟の割合を再チェックしてほしい。

事務局：211頭の有害捕獲については、除外した率になっています。

部会長：分かりました。そのほかございませんか。

河野委員：3ページの生息環境のところの、4行目から5行目にかけて国有林のことが記載されていますけれども、5行目の国有林経営の改善に伴いという言葉が、なにか必然性がないような感じがしますがいかがでしょうか。

部会長：私もここは引っかかっていたところです。事務局いかがでしょうか。

事務局：改善という表現ではなく、変化にします。

部会長：よろしいと思います。

12行目の地形・標高面からみたツキノワグマ以降の表現で、越冬穴の上限の標高が1000mという表現はどういう根拠で出されたのかなと思われそうですがいかがですか。というのは、私が岩手で調査していた個体は1000m以上で穴を掘っていた事例がありましたし、長野県の例では、2000mまで一気に上がる個体の報告が結構あります。いかがでしょうか。

事務局：ある文献から引用してきましたが、情報が古く内容が変化していて実情とあわないのであれば新しい情報等を全体的に確認した上で検討します。

部会長：お願いします。

4ページの上から2行目3行目ですね。「農地での出没が多かったことから、餌場としての森林環境の劣化が、懸念されている。」という表現ですが、もっともらしい表現と受け取れますが、実際は里山がどんどん成熟してしまって、コナラなどは奥山より里山の方が結構太くなったりとかクリがなったりとかいろんなことが結構あって住みやすくなっていて、それに畑があって、おいしいものがあるというような状況になった環境が全国で多くなっていますよね。だから、森林環境の劣化が直接農地への出没になっていないのではないかと思います。その点いかがですか。

事務局：そうですね。ここは、すみかとしての森林だけの考察になっていますので、里山の環境等の記述も追加で入れたいと思います。

部会長：よろしくをお願いします。

伊澤委員：全体的に、表現の仕方に問題があるように思われます。例えば越冬穴の上限が標高1000m以下とか、標高100m~500m前後で出没頻度が高いとか書いてありますが、標高が低い所に人が住んでいるので見る機会が多いだけかもしれません。また、ブナやナラ類には周期性があって、単に森林の劣化だけでは説明できません。宮城県のツキノワグマの生息区域でブナとミズナラとコナラが同時に不作の年が平成18年でしたよね。その結果、クリしが食べるものがない。クリは現在奥山や里山にはほとんどなくて、里地にしかない状況ですから、クマはそれを求めて里に大

量に出没した訳です。ですから、そういう具体的事実も踏まえて書いて欲しい。あちこちの文献を参考にしてもっともらしいことを教科書的に書くよりも、ずっと良いと思います。以上、全体的な感想です。

部会長：いかがでしょうか。

事務局：では、森林整備課，林業振興課の担当と調整して，記載内容の訂正を行いたいと思います。

部会長：では，そのようにお願いいたします。

岡委員：4ページの表5ですね。保護管理ユニットという言葉が出てきますが。これは，環境省でいっている保護管理ユニットと別の3区域のことですね。内容が違っているので注意しなければなりませんよね。それで，3区域に分ける何か意味が後の保護管理計画推進上で重要なところがあれば別ですけども，どうして分けられたのでしょうか。

事務局：中身が本当に素案で出したものですから，後ろの方の保護管理事業と区域の区分，区分ごとの計画を立てているわけではないので，基本的に3区分に分けるということをしないというか，しない方向で順序立てをしたいなと思っているのですけれども。あくまでも，保護管理計画は県全域で一本という考え方で，区域分けによって保護管理計画事業を別々に推進するという考え方ではなくて，全区域という考え方にしようと思っているのですが。

部会長：よろしいでしょうか。

岡委員そのほかに何かありませんか。

岡委員：先ほどの説明の中に，保護管理計画の中にクマ類の個体数水準の保護管理ユニットという別ずりがあるんですけども，この水準3に相当するというのが個体数の説明の後にあるのですけれども，4の対象区域にもかかってくるのですけれども，南奥羽地域が将来的には隣接する両県と連携で考えると。もっと広域的なところで考えていくと。で，個体数ではここに400から896と。で，その数値から行くと個体数水準が3に相当する危急地域個体群に見なせると，こういう話になっているのですけれども，近県を考えると，ユニットとしては，もう少し大きなものになるはずであると思われませんが，そのあたりを考えるとこの場合の個体数水準3に相当するというのは，文章にはでていないですね。そここのところはもうちょっと意識が違うと思うんですけど。宮城県だけの個体数水準をみると確かに水準3になると思われるのですけれど。クマのユニットとしてはもう少し広域的に見るべきだと思います。いろいろな県のクマの保護管理計画は個体数水準を触れていますよね。触れた上で，どれくらい捕っているのかとの根拠にするので，もしかしたらあったらいいなどの気もするのですけれども。そのあたりでの駆除数，狩猟数の上限をどういうふうに設定するのかということに関わってきますから，そここのところを見ながら水準について触れるか，触れないかというのを考えた方が良いのではないかと思います。

部会長：事務局お願いします。

事務局：(案)の8ページには，今お話のあった捕獲上限を設定するというかたちの中で，個体数水準の3ということで危急地域個体群ですよとの説明をしていましたけれども，ただこれ，どこから出てきた話になるのかなと思われしますので，たとえばこの後にちょっと注意マークを入れて，これは環境省が示しているユニット別の個体数水準ですよということを入れた方が一般の人には分かりやすいのかなと思われしますので，そのようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

部会長：実は私もこの7のところでは，その話をしようと思っていましたが，これは絶対必要と思われまして。ふつうの人が見てもなぜ8パーセントなのかという根拠がぜんぜん分かりませんよね。だから，実はこれは環境省のマニュアルに従って区分すると宮城の場合は，3の個体地域なので，8パーセントにするという説明がないと，分からないと思うんですよね。一番いいのは，環境省のマニ

ュアル1から4までの説明一覧表を入れておけば良いと思うんですね。県によっては、これをそっくりそのまま入れて管理計画を立てている県があるのですよね。それで宮城の場合は表の3に該当するので8パーセントに該当するとすれば分かりやすくなると思います。それが1点と最初の岡さんのご質問はどう考えますでしょうか。

事務局：広域管理という観点で、隣接県である福島県とか山形県がありますが、私ども宮城県は後発県であることから分からない部分が多々ありますが、福島県の保護管理計画を見ますと、ブロック分けした中で計画されていて、その個体数も詳しく書いていない状況で、個体数の中心値もわからないようになっていきます。山形県も同様でして、我々の地域と生息する環境が違うのではないかと若干思っています。

私どもの1期目の保護管理計画では、まずもって宮城県内の数字での計画ということで計画を立て、その後、南奥羽の広域的観点での検証を行いながら2期目の保護管理計画の策定時に広域的な考え方を反映させるべきと考えたものですから、とりあえず、今回は2年程度の計画で、大量出沒に対応するために県内の数をどうするかということで、計画しました。

部会長：ということですがいかがですか。

事務局：今のを補足説明いたします。

岡先生もメンバーに入っていたか忘れてしまいましたが、平成18年度から20年度にかけて環境省の声かけで宮城、福島、山形、新潟4県のツキノワグマとニホンザルの広域保護管理計画のガイドラインを作りましょうということで、年何回かの検討会を重ねた際に、その広域的な計画が固まってから、それに基づいて宮城県の保護管理計画を作りましょうと考えていましたが、20年度の最後になって、環境省が広域計画をまとめないままその事業をやめてしまいました。21年度にあらためて検討会がなされるものと思っておりましたが、全く動きがないというようなことで、これでは、自主的に作らなければならないと思ひまして、とりあえず1年半ぐらいの計画でございますので、まずは宮城県内の生息数に基づく個体数水準3として、今後、山形、福島との広域を図りながら次回の計画に反映したいと思ひます。これは、山形も福島も次回の保護管理計画の策定期間は私どもと同時期でございますので、22年度、23年度で調整しながら計画したいと思ひておりました。そのようなことから今回は、このような形になったということでございます。

部会長：みなさんよろしいですか。

私もそれはやむを得ないと思ひています。環境省の広域管理が進んでいないので、この段階で3県をあわせて考えるのは、時間的に無理かなと思われるのですが、しかし、クマは連続してますし、行き来はしているので、当然全体の中で考える必要は確実にありますので、次回の改訂の時には、ほかの県と一緒に足並みをそろえていただきたいと思ひます。

事務局：了解しました。

部会長：そのほかありませんか。

土屋委員：3ページ7行目の「緑の回廊」という表現ですが、「本県には奥羽山脈に設定されているところである。」これは、ちょっとわからない文章になっている。奥羽山脈は本県全域ですか。緑の回廊は、

事務局：緑の回廊は、国有林が設定しておりまして、県境の奥羽山系を縦走しているということです。

なお、文章表現はわかりやすい表現に直していきたいと思ひます。

部会長：そのほかございませんか。

それでは、一番大事な6番7番に入りさせていただきます。

6番保護管理の目標に関し、7ページの(2)の個体数管理に関する目標についての文章「ツキノワ

グマの個体数が、推定生息数を下回らないように個体数を維持することを目標とする。」という表現はちょっと無理があるというか、推定生息数があるって、それに伴って上限を定めるというか上限内で捕るわけですよ。捕り始めた段階で推定生息数が下回るのではないでしょうか。ですのでこの表現はいかがなものかと思われそうですが。たとえば捕獲上限数を上回らないようにするとか、或いは、現状の環境省の水準3ですか。それを維持するようにするとか、なにか適切な表現があると思われるのがいかがですか。

事務局：この文章も試行錯誤してまとめましたが、確かに捕獲することによって、一時的に推定生息数が減ることからすれば、目標は達成していないということになりますので、基本的には、1年たっても推定生息数は変わっていないと。捕獲で捕った分と自然増の分プラスマイナスすれば、少なくとも推定生息数は変わらないとのイメージを書きたかったので、その辺わかりやすい、もしくは間違いのない言葉に書き換えたいと思います。

部会長：はい。ということですが、より適切な表現として、委員の皆様何かございませんか。県によっては、捕獲上限を上回らないようにするとありますが、なにか良い表現、この際なので出していきたいのですが。

岡委員：私は別な読み方をしたのですけれど、平成20年に発表した400～800の推定生息数を下回らないようにということではないのですよね。毎年の生息数という意味ではないですよ。そうすると、平成20年度の推定値はあるんですけども、ただそのときには、その数値が適した数値かどうかという説明がどこにもないので、どこかにないと、その数で本当に良いのという考え方が言われますから、そこが苦しいですよ。同じ理屈が、被害額を現状の770万円より下げるところにもあるのですが、なにか裏付けが無いのでしょうかね。

事務局：これを作るときに、推定生息数を維持することがはたして県内の生息数として適正なのか、考察までできてないというか、その調査もしていなかったですから、それで良いのか決めかねていたところです。たとえば、岩手県ではその辺の議論とかはどうなっているのでしょうか。ニホンジカであれば1キロ平方メートル当たりの適正生息数が3から5頭とされていますが、クマの場合そういったデータや指標となるものがないため、現状維持が一番良いのかなと。そういったかたちを取らざるを得ないのかなと思いましたが、とりあえずはこの数字を出しました。なおかつ推定生息数については、モニタリング調査を実施して減ったり増えたりで多少の変更をこれで5年間をとおすということではなくて、当面は24年なんですけども、5年間という長いスパンではなくて、モニタリングの推定生息数のデータによって、それに合わせた捕獲上限をいじることも必要なのかなということで調査研究やモニタリングが必要ですよというようなニュアンスでどうだろうか。5年間ずっとこのままの数字で行くということではないですけども、スタートはこの数字で行くということ考えているところです。

部会長：いかがでしょうか。

岩手県の目標では、毎年捕獲上限数を定めて、それを上回らないように維持するようになっています。毎年の数字の出し方は捕獲実績を使って毎年毎年行っているわけですよ。もしこう書くのであれば、宮城の場合も、毎年、推定生息数というのは捕獲数によって変わってくるわけですから、毎年計算しなければいけない。それをやられる予定があるのか、そうではなくて数年おきに計算し直すということであれば、もうちょっとパフツとした書き方にしないと、たとえば現状の水準を維持するとか、その辺の表現にしておかないとちょっと大変なのではないのかな。という気がするのですけれどもね。

事務局：本県のデータの蓄積からすると、出生率なり死亡率なり妊娠率とかを調査しておりませんので、

毎年毎年、推定生息数を出すというのは無理だと思います。そういう意味で、毎年毎年、推定生息数をいじると言うことは無理ですので、会長からお話のあったかたちに直すようなことで検討したいと思います。

伊澤委員：宮城県の場合は、まだクマのデータが十分には集まっていないということ、また、今回の保護管理計画の期間が24年3月までということに逆に強調して、当座はこうやると。そして24年3月までに必要なデータを集めて見直すという前提に立った方が書きやすいと思います。たとえばこの場合でも、あくまでもその期間だから、本県のツキノワグマの個体数を平成20年度に推定された生息数を下回らないようにすることを当面の目標とするとか、当面という言葉を入れておいたらどうでしょう。その期間にいい資料が集まったら、次回の保護管理計画で書き改めるとしておいた方が。

要するに今はまだよくわからないのだから、とりあえず当座はこうしょうという内容で保護管理計画はスタートさせた方が健全なような気がします。いろいろな県の計画を参考とするよりも本県はこうしますとした方が良いのでは。文書も当面その方が具体的だし、やりやすいし、読まれる一般市民の方にも納得してもらいやすいと思います。

事務局：20年度にニホンジカの保護管理計画を立てました。それも本来、推定生息数を出した上で適正管理をすべきですが、かなり急激に増えていると言うことで、緊急的に保護管理計画を立てないといろいろな規制を緩和できないということがありましたので、当面はということで、ニホンジカについては年間1000頭を捕るということを2年間実施して参りました。その間に調査をして、推定生息数なり適正生息数をだしていこうと。それで、23年度以降に捕獲上限の見直しをしていこうとかたちをとっています。ツキノワグマについても情報やデータがないということで、前の方に書きましたが、平成18年の大量出沒により200頭捕っているということでその際に、宮城県にクマがいなくなるのではないかとずいぶん騒がれ、早急に保護管理計画を立てなければならないという現実がありますことから、ちょっとデータの的に足りないのですけれども、今、伊澤先生からお話しいただいたとおり、見切り発車になるかもしれませんし、手直しもあると思いますが、当面はとりあえずこれで対応し、次回、第2計画の際に詳細なデータを蓄積した内容で、より精度の高い計画を作っていきたいと思います。

部会長：そうなりますと、推定生息数を下回らないように個体数を維持していくという文章も考え直すということですか。それとも、これはこのままということですか。

事務局：当面はという言葉を使いながら、もしくはただし第2期計画においては、詳しい照査を実施しながら適正な生息数を算定していくものとするなどの当面という表現にさせていただければなと思っています。

部会長：はい。ということだそうですが。いかがでしょうか。
よろしいですか。

土屋委員：推定生息数の前に伊澤先生から提案のあった平成20年という言葉を入れるということはどうなのでしょう。入れるということですよ。

事務局：はい。

部会長：それでは、時間もありますので、一番肝心の7番目ですね。これについて時間をかける必要があると思います。

8ページの7保護管理の実施(1)個体数管理の1)捕獲上限の設定については、50頭となっているが、平成18年度のデータを除いた表4のデータを引用して表現してはどうか。また、なお書きの部分に狩猟の表現も入れた方がよいと思うがどうか。

事務局：そのようにしたいと思います。

板垣委員：2)の春グマの追い上げの試験的实施についてはどこが主体でやるのでしょうか。猟友会にお願いするのか、それとも、一般県民、有志にお願いするのか。資料の21ページにあるように、第1種の狩猟免許を持っている人がこの20年で半減しているのですね。また資料には年齢構成が付いていないので、みなさんをご存じないかもしれないが、60歳以上が80パーセントを超える状況になっているのです。これを始める頃には、猟友会の会員は1000人を切ってしまうと思うのですが、その場合誰が主体になってやるのかお聞きしたいと思います。それから、9ページの7)の狩猟文化の維持についてですが、最後のところに狩猟免許所持者の増加を図るとなっていますが、そのような状況になるのでしょうか。まず歯止めをかけるとか現在の狩猟者数の維持を図るなどといった表現が適切ではないでしょうか。

狩猟免許を持っているには、すごくお金がかかってサラリーマンではなかなか維持できない状況にあります。鉄砲の玉を買うにしても練習するにしても、狩猟免許を更新するにしても猟友会に入るにしても膨大なお金がかかる中で、増加を図るためにはなにか補助金でも出してくれるとかその辺までやらないと駄目だと思います。また、一般の人の考えでは、狩猟をする人は野蛮な人と見られているところがあって、私は猟友会の太白支部で話をしたのですけれども、有害駆除隊とするとどうしても野蛮なイメージがあって、増加あるいは歯止めをかけるのであれば、被害対策員などとしないと若者は見向きもしない状況になると思われる。以上3点についてお聞きします。

事務局：春グマの追い上げの実施ですけれども、ツキノワグマなので銃を使わないと危険性もあるものから、狩猟者イコール猟友会となってくると思われるのですけれども、今我々が考えているのは、猟友会さんから協力をいただければ、猟友会さんをお願いをして、追い上げを実施し効果があるのか検証した後に定期的に行う方向でできないかなと思っております。

猟友会の会員数が徐々に減っている現実も重々把握しているところですし、板垣さんお話のように狩猟免許所持者は50歳以上の方が90パーセントを超えていますし、正直言ってほかの担い手はなかなか難しいと思います。実際、猟友会さんをお願いできるのかも見極めながら、その辺の記載は考えていきたいと思います。それから、狩猟者の維持等については、確かに増加は難しいと思います。維持とか歯止めとかがいいのかなと今思っております。それから、有害鳥獣駆除という名称ですけれども、そのとおりです。鳥獣保護法の中では、有害鳥獣捕獲という言葉はありません。生態系に影響のある鳥獣の捕獲の形になっているのですが、駆除という言葉は悪いので、捕獲という言葉を使っているのですけれども、広報する場合も一般県民の方にわかりやすく狩猟者の必要性のようなものも計画の中に盛り込んで、示していくということも必要なのかなと、啓発の意味でも狩猟者の役割等も入れていきたいなと思っております。

部会長：よろしいでしょうか。

猟友会に春グマの追い上げを依頼するということですが、千葉委員はどうでしょうか。

千葉委員：有害捕獲隊員になる人がいないということの理由は、仕事を持っている人は土日しか狩猟をしないのですね。ところが特にクマの有害捕獲はいつ起こるかかわからないわけですね。そうすると、協力できないということで、隊員にならないんですよ。隊員になっている方は、ご存じのように高齢化して、山を歩くことは大変だということになるんですね。一応、追い上げについては、何もふつうの日でなくても、土曜日曜でもできると思うんで、猟友会の駆除隊員でなくてもいいんじゃないかと思うんです。ですから、できると思います。それから、捕獲隊員のいわゆる猟友会員ですね。銃の所持が大変厳しくなってきたらいいんですけど、これは、増やすのが大変な状況なんで

すよ。年間何人かですから、黒川でも一人か二人ですから、新規がでるのが。ですから、これは難しいと思うんですね。それから、追い上げの方はね、むしろ猟友会員のほうがいいと思います。捕獲隊員が許可を受けて、クマを捕獲した場所の周辺が生息地になるのです。ですから、可能だと思います。以上です。

部会長：はい。ということでございます。いずれにせよ、減少に歯止めをかけるのが一番の問題であると思います。どこの県でも同じ悩みを抱えておりますけども、やっぱりそれなりの対策、知恵が必要であると思います。

それ以外のことでいかがですか。特に大事な捕獲上限数の妥当性ですね。50頭。水準3に基づいて推定生息数の8パーセントとするということですが、妥当性を確認したいのですが、何かご意見はございませんか。

私の方から質問いたしますが、ある年に50頭を大幅に超えて捕ってしまったと、その翌年はどうゆう対応を予定されるのでしょうか。

事務局：今のところは、前年度に多く捕ったからといって次の年に50頭を超えた分をマイナスするということは考えていません。また、その反対に、前の年に30頭しか捕っていないので、次の年は70頭までいいよなど、いわゆる繰越は考えておりません。どうしても有害鳥獣捕獲という意味で必要最小限の数字で押さえているのですけれども、一般県民や被害農家の方のご理解がなかなか得られないので、現実的に難しいと思われれます。そのため、年度年度で切ろうと思っておりますが、これらの調整は、有害で多かった場合には狩猟の自粛なりで対応し、年度完結で考えております。

部会長：要するに、多くても少なくとも、翌年には一切持ち越しなしということですね。

事務局：その通りです。

部会長：この仕組みについて、いかがでしょうか。

事務局：補足になりますが、仮に多く捕ったことによってモニタリング等で推定生息数が下がるという科学的根拠ができれば、当然、パーセントを掛ければ捕獲上限が下がりますので、そういった形での上限数の変化はありますので、基本的に推定生息数をいじらない場合には年度完結と考えているということです。

千葉委員：有害鳥獣捕獲というと皆さんは銃だと思っているのですね。実は銃の捕獲はほとんどないんですよ。わななんですよ。なぜかという、有害捕獲の期間は狩猟できる期間ではないんですよ。猟期は有害捕獲をしないので、それがさっきあった10パーセントそこそこの分なんですよ。あとは、全部わななんですよ。ただ、止め差しに銃を使うだけなんですよ。その辺が一般の人たちに誤解されているんですよ。鉄砲担いでいるのかなど。さっきの追い上げだって、鉄砲はいらないんですよ。自粛も今までやったのですが、猟友会でちゃんと守ってくれますからね。それも可能ですから、捕獲隊員という、なんか捕るためにやっているのではないのかとそういうふうに思われて入るんですね。そうではないので、実際に私のところに、クマが出たんでと来るとですよ。そうするとね、追い上げてやれと指導しています。人里に来たのはしょうがないですけど。追い上げは、人里に来てからでは遅いんですよ。その前の出るのではないかと予測して、追い上げるのが効果あるんですよ。

伊澤委員：資料16ページ表4、ツキノワグマ捕獲状況の推移から平成18年の大量捕獲時の数字を除外して平均すると、大体50頭ぐらいになるのではないのでしょうか。これも先ほど申し上げたように当座として、現在の推定生息数からも、過去20年間の平成18年度の異常な年を除く平均捕獲数からも根拠として説得力があると思います。

事務局：これには書いてないですけども、上限を50頭とした理由の一つに今お話がありましたとおり、

年間の平均が50頭ぐらいということですから。妥当だろうと。実質50頭捕っていてもクマが減っているということもございませんので妥当性の理由の中に入れさせていただきたいと思います。

部会長：その点、私も賛成です。

県民の人からすれば50頭が多いのか少ないのか分からないわけですから、大体いつも50頭捕っているという理解があれば、いままでどおりだと納得されやすいと思いますね。

ちょっと気になるところがありまして、それは8ページの今の50頭とするの次の行のなお書きの、「なお、捕獲上限数は捕獲可能な頭数ではなく、人身被害のおそれがある場合等の有害鳥獣捕獲で、やむを得ず捕獲される頭数である。」と書いていますよね。こう書くと、狩猟できない話になりかねないと思うんですよ。50頭は全て駆除でやむを得ない場合に捕るんだとそういうことになりませんか。

事務局：そうですね。狩猟の部分が入っていないので、狩猟も含めて分かりやすいように記載し直したいと思います。

部会長：ぜひお願いしたいと思います。

河野委員：10ページの下の方の 林縁部の刈り払いについて、まず、確認したいのですが、林縁部の刈り払いというのは森林部の刈り払いを行うということによろしいのでしょうか。

事務局：下草だけではなくて、里山であれば間伐なり枝払いなりを含めた適正管理という意味で書かせていただきました。

河野委員：そういった意味であれば、もう少し詳しい書き方のほうがよろしいと思います。あとその一つ上の「草地等があれば、ツキノワグマの侵入も抑えられる可能性がある。」というのは、データとしてどこかでおさえているということはありませんか。

事務局：環境省が示しているマニュアルの中で、山林と人里の間に緩衝帯があれば、侵入も抑えられるという一般論でありまして、データのものはありません。

河野委員：わかりました。おもしろそうなテーマなので、これから調べて、たとえば林縁部から50mくらい間伐なり下刈りなりをしたらクマが入ってこない、または、100m くらい必要だとか、そのあたりはこれから調べてもおもしろいテーマであるなと思いました。

それから、11ページの(4)の森林の整備のところなんですけれども、1)の農地周辺の林縁部の草地化ということは、これは今と同じで、そこも表現を考えて欲しいと思います。それから、6)の森林認証制度の活用による森林の保全については、2)の針広混交林への誘導が掲載されておりますので、制度は針葉樹をおそらく対象としているので、どうなのかと思われます。

事務局：表現については、適切な表現に訂正したいと思います。

板垣委員：10ページの2)被害防除の把握 電気柵についてですが、クマに対しては、ほとんど費用対効果の面ではあまり上がらないと思われそうですがいかがですか。私も電気柵を張ってみたんですけども、下草が生長すると漏電するし、張ったときは防げるけれども、すぐ効果が少なくなるようですので、被害防除の一番目に上げなくても良いのではないかと思いますがいかがですか。

部会長：電気柵は漏電とか色々問題がありますが、それはメンテナンスが行き届かないだけの問題であって、電気柵を適正に張って、維持管理すればそれ相当の効果は各地で上がっています。だから、決して悪い方法だとは思いません。

事務局：電気柵を張っても高齢化などで管理できないことがあるようですので、なんとかそれを解決するような人材とかボランティアとかを組み合わせただ中で、電気柵については、農産園芸環境課の方で毎年被害状況を調査しているのですが、その中で一応効果ありと報告されているようです。ただ、今ありました高齢化等で下刈りをしていないので、漏電してぜんぜん効果がないとの苦情が

寄せられているとの情報があるものですから、その方法等の適正な管理、それから地域単位での電気柵の設置とかそういったものを含めた、被害防除研修会なども開催していきたいと考えます。

部会長：ですから、この電気柵のところ適正な管理も含めた総合的な対策を進めていくというような表現があれば良いのかなと思います。電気柵だけで解決できるわけではないという意味ですね。それから、11ページの(4)の生息環境の保全・整備、クマの保護管理には個体数管理と生息環境管理と被害管理の3つが三大要素と思われるのですが、その内の一つである生息環境管理の説明としては、あまりに素っ気ないのではないかと思いますがいかがですか。お題目だけただ並べているだけでして、たとえば、民有林ではどうするとか、もっと具体的にそれぞれ現場に即応した書き方があっても良いのではないかなと思います。2)の針広混交林への誘導とただ書かれてもですね、知ってる人はスギ人工林をなるべく広葉樹導入するという事だなあと分かるのですが、一般の人はただこれだけを読んで何のことかなあとピンとこないと思うんですよ。もうちょっと詳しい説明があって良いのではないかと思います。実は私、去年まで福井県のクマの特定計画の委員をやっていたのですが、そこでもっと具体的に事例を、こういう場合にはこういう対応が書かれていますので、参考にされてですね、もう少し具体性が見えてくるような表現に詳しく書き直していただけたらと思います。

事務局：国有林と県有林、市町村有林がありますので、その関係課と調整をしてもう少し分かりやすく詳細に記載させていただきたいと思います。またご相談をいたします。

部会長：そうなんです。各部局がどう対応するかという役割があった方がいいかと思いますよね。その辺も含めてぜひ付け加えていただきたいと思います。

伊澤委員：その次の(5)モニタリング等の調査研究の5行目まではいらぬのではないかと思います。ここで急に大げさに長刀を振りかぶってしまったという印象です。調査研究はどの野生生物にも行っていますので、こんなことは言わなくても市民の方は調査研究は必要だと分かっているという前提に立った方が良いと思います。むしろ、モニタリング等調査研究について短期的モニタリング、中長期的モニタリングと書いてありますが、具体的に例えばこの調査で個体数を推定するとか、この調査で被害地を特定するとか、さっき(4)で言われたように何のために何をするんだということが良く理解できないので、せっかくモニタリング等の調査研究をするのなら、こういう調査で被害が起こらない方策を探るとか、こういう調査で個体数をより正確に推定するとか、と書いた方が分かりやすいのではないかと思います。

事務局：分かりました。今言われたことを参考にしながら、短期的なモニタリングではどういうこととしてどういうものをだす、長期的モニタリングではどういうこととしてどういうものをだすのかの書きぶりを訂正したいと思います。

部会長：あとはございませんでしょうか。

もう一点、あえて指摘させていただければ、宮城の場合は最近イノシシがすごく増えて、イノシシの捕獲をしていますよね。そのときの錯誤捕獲に対する注意というか回避の方法というか、その文言はいらぬでしょうか。県によっては、しているところもありますが。

事務局：具体的なたちとしてイノシシを捕る際、ツキノワグマの出没区域ではくくり罠は基本的に認めないとしていますので、実際問題としては、錯誤捕獲をしないような対策は取っておりますが、言葉では書いていないので、イノシシの捕獲に伴う錯誤捕獲が無いようにくくり罠の設置についてはこれこれに注意するようになどと記載したいと思います。

部会長：くくりだけではないですよ。

事務局：箱わなも脱出口の付いたものなどとの記載も入れたいと思います。

部会長：だいぶ時間もなりましたので、最後に全体的なことも含めて何かありませんか。

事務局：一つ皆様のご意見をいただきたいのですが。

捕獲許可権限ですが。今は知事権限と言うことで、捕獲をしまして、人身被害のおそれがある場合は、書類のやりとりをしている余裕がありませんので、電話等でいいよとそうにしているのが現実でございます。今回の保護管理計画についても、現状のままであくまでもツキノワグマについては、地域として守っていくということで市町村への権限委譲については、しないという計画にしたいと思っています。山形県は人身被害のおそれがある場合は、市町村で許可できるというような形にしているのですけれども、それも、どういう時が人身被害なのというようなこともあるものですから、宮城県については、人身被害についても知事権限のままで行きたいと思います。先ほどの緊急避難、緊急的措置はとることとしたいと思いますが、皆様のご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

部会長：いかがでしょうか。全て県で許可権限を持つということによろしいかどうかということですね。

そして、緊急の場合の時だけは特例を設けるという案ですがいかがでしょうか。

特にございませんか。異論がないようなので、これによろしいといたします。

そのほか、何かございませんか。

伊澤委員：全体的に見て、簡単に書ける内容のものを大変難しく書かれているような気がするんですね。多くの市民は1~2ページ読んだらいやになってしまうのではないのでしょうか。是非多くの市民に読んでもらいたい計画ですので、文章をなるべく易しく書いていただきたいと思います。

事務局：分かりました。分かりやすく書く必要があるところは分かりやすく。詳しく書く必要があるところは詳しくさせていただきたいと思います。また、ご提示して内容を見ていただきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

部会長：それではですね、今までの活発なご意見等をぜひ事務局の方でくみ上げていただいて、適宜修正をしていただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

事務局：本日皆様からいただいたご意見を基に、最終的な保護管理計画の案を作成いたしまして、来年度再度この部会の方に向けさせていただきたいと思います。時期的には5月もしくは6月を考えています。部会で最終案を固めていただいて、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の議論をいただき、パブリックコメント、関係機関との協議、公聴会を経て、広く関係者との合意形成を図った上で、自然環境保全審議会に諮問し答申を受けて、今年の10月までには計画の策定、公表をしたいと考えております。

本日いただきました意見のほか、今後お気づきの点があれば事務局の方にメール等でお知らせ願いたいと思います。かなり直しがかかると思いますので、本日いただいたご意見で訂正しまして、一度お送りします。こちらで様式を作りまして、ここはこうした方が良いとかをメール等でお受けしたいと思います。そして直したものをもう一度お送りして部会にかけていただくというようにしたいと思います。

お忙しいところ恐れ入りますが、校正の方をよろしくお願いしたいと思います。

事務局：青井部会長ありがとうございました。

以上をもちまして本日の特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。